≪ 定期報告を必要とする建築物・建築設備等の指定概要 ≫

3 川崎市

※ 表中の【床面積】:当該用途に供する部分の床面積の合計

	建 築 物 (常閉防火扉のみの建築物の防火設備(注7))		防火設備	建築設備 (給排水設備は対象外)		
報告周期	3年毎(次回:令和7年度 用途ごとに提出月指定)		毎年	毎年		
用 途	規模等 (いずれかに該当するもの) 政令 【避難階以外を法別表第一(い)欄(1)～(4)の用途に供しない建築物を除く】	川崎市建築基準法施行細則	随時閉鎖式 又は随時閉鎖式及び常時閉鎖式が混在する建築物(注7)	機械換気	機械排煙	非常用照明
劇場	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない ④地階の床面積が100㎡超	・床面積が100㎡超 ※避難階のみにあるものを含む	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備
映画館						
演芸場						
観覧場(屋外観覧場は除く)	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超					
公会堂		―				
集会場		―				
ホテル、旅館、簡易宿所	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	・床面積が300㎡超 ※避難階以外を用途に供する建築物に限る				
病院・有床診療所 (注1)		・避難階以外の床面積が300㎡超	(いずれかに該当するもの) ①定期報告の対象となる建築物に設置された設備 ②床面積の合計が200㎡超の建築物に設置された設備(随時閉鎖式に限る)			
共同住宅 (注2)		―				
寄宿舎 (注3)		―				
児童福祉施設等 (注4)		・避難階以外の床面積が300㎡超				
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(注5)	①3階以上の床面積が100㎡超 ②床面積が2,000㎡以上	―	定期報告の対象となる建築物に設置された設備			
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗等	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上 ④地階の床面積が100㎡超	①床面積が500㎡超 ※避難階のみにあるものを含む				
料理・飲食店等 (注6)		―				

※ 対象建築物:法別表第一(い)欄に掲げる用途の床面積の合計が200㎡超、又は階数3以上かつ(い)欄に掲げる用途の床面積の合計が100㎡超に限る。

建築物の用途	(注1)	病院・有床診療所	・2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る
	(注2)	共同住宅	・サービス付き高齢者向け住宅に限る
	(注3)	寄宿舎	・サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、 障害者グループホームに限る
	(注4)	児童福祉施設等	【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設[(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)、その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター)] ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所(利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る) 【川崎市建築基準法施行細則 用途追加】 建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等(入所者のための宿泊施設を備えるもの)
	(注5)	体育館等	・学校に付属するものを除く
	(注6)	料理・飲食店等	・展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
防火設備	(注7)	随時閉鎖式	・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外
		常時閉鎖式	・各階の主要な防火扉に限る(設置されている防火設備が常時閉鎖式防火扉のみの場合は建築物で報告) (①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの)

≪注意点≫ ・対象建築物:市建築基準法施行細則で追加されている。
・建築物の報告周期:全ての建築物の報告時期は令和10年度、令和13年度・・・(3年毎)
・複合用途の建築物については、階ごとの用途・面積をご確認のうえ、川崎市へ要相談。